

公平公正な行政の実現のために

江利川 別

毅



はじめに

きました。
私は、縁あって行政改善推進会
議の座長を務めておりますが、長

理官邸、内閣府、厚生労働省、人70年、当時大きな社会問題になっていた公害問題に取り組みたいと思い、公害部のある厚生省にの初めての規制を担当し、以降、の初めての規制を担当し、以降、原生省の他、環境庁、香川県、総厚生省の他、環境庁、香川県、総厚生省の他、環境庁、香川県、総原生省の他、環境庁、香川県、総原生省の他、環境庁、香川県、総の初めての規制を担当している。19

受け手側との意見交換を通じて、

持っています。そしてそれは行政

を実施する側だけでなく、行政の

事院で仕事をしてきました。 広辞苑では「行政」について、「内 閣以下の国の機関または公共団体 が、法律・政令その他法規の範囲 内で行う政務」と説明しています。 冷徹な感じを受ける説明ですが、 行政に長く携わってきた私として は、行政は国民のためにあるいは 世の中をもっと良くするために行 われるもので、心の通ったもので なければならないという気持ちを

いて二つご紹介します。ています。私が携わった仕事につより良いものになっていくと思っ

産業廃棄物の規制

1970年の秋に招集された臨1970年の秋に招集された臨14本の公害関係法案が成立しました。高度経済成長を優先するあまり、各地で公害問題が発生し、その適正な対応が国家の課題となっていたのです。この国会で、環境での新設が決まり、廃棄物処理法

た。令を作るところから担当しましとになりました。私は、その政省とにかって産業廃棄物を規制するこ

有識者の意見を聞き、関係の文章物とするか、その処理基準をどうするか、協議し決めていきました。調整は難航しましたが、世論の後押しがあり、事業所管官庁も、所管事業者を守りつつも、国民の所管事業者を守りつつも、国民の所の、まとめることができました。私は、行政には、その芯の部た。私は、行政には、その芯の部

公害規制関係の法律が一挙に改 正・制定されて、実施にあたる自 治体の関係者は大変だったと思い ますが、公害問題を解決し、国民 の健康を守るという使命感が共有 されて、関係法律が適正に実施さ れていきました。実施の細部を担 がったと思います。しかし、この だったと思います。しかし、この 相互のやり取りがあって適正な実 施が確保されていきました。

介護保険法の成立

私が社会人になった1970年に、総人口に占める65歳以上人口に、総人口に占める65歳以上人口た。その頃は、合計特殊出生率はた。その頃は、合計特殊出生率はだった。その頃は、合計特殊出生率は化は深刻に捉えられていませんでした。当時は、三世代同居が一般にはった。当時は、三世代同居が一般した。当時は、三世代同居が一般

事業者に伝えなければなりませである地方自治体や規制を受ける

理して、分かりやすく、実施主体

各省庁との協議結果を、

的確に整

国会での議論、

有識者の提言、

的で、家族間の支援と医療制度と 主として低所得者向けの福祉の措 置の組み合わせで対応し、日本型 福祉社会と言われたりもしまし た。しかし、1972年に有吉佐 和子氏の『恍惚の人』が出版され、 和子氏の『恍惚の人』が出版され、 いたのです。

医療の充実や食生活の改善によって、高齢化は急速に進展していきました。これに応じて、さまがまな施策が展開されました。1973年の老人医療費無料化、1983年の老人保健法の施行、1989年のゴールドプランの策定等です。しかし、今後の急速な高齢化や少子化を踏まえると、高齢能や少子化を踏まえると、高齢のです。しかし、今後の急速な高等です。しかし、今後の急速な高齢化や少子化を踏まえると、高齢のです。しかし、今後の急速な高齢のである。

写生省では、1992年に内部 での検討を始め、1994年に介 での検討を始め、1994年に介

した。

書ききれない背景説明等について

解説本を作って補充説明しま

も膨大になりました。通達で十分

通達は膨大になり、

質疑応答

意しました。 省等関係省庁とも協議を重ね 見は多岐にわたり、大蔵省、 関係者、福祉関係者、地方自治体、 険法案を国会に提出することを合 向を合意し、自社さ政権は介護保 ありました。論点を煮詰め基本方 党各党にも野党にも様々な意見が 時は自社さ政権(村山富市総理大 案が煮詰められていきました。 経団連、 で審議が始まります。学者、 5年2月から老人保健福祉審議会 連 |の定義) になりました。 199 橋本龍太郎総理大臣)で、 労働組合等の関係者の意 医療 て、 当

1996年11月に介護保険法案を国会に提出し、私が高齢者介護を国会に提出し、私が高齢者介護泉純一郎厚生大臣の下で法案の国会審議に当たりました。1年以上会審議に当たりました。1年以上の国会審議を経て、翌年12月に介の国会審議を経て、翌年1月に介では、200年4月の施行に向けて、制度運

異動で総理官邸勤務となりまし険法が成立した1ケ月後に、人事になります。しかし、私は介護保

た。

14

%を超えて、日本も高齢社会(国

介護保険制度の実施

担当省としては、その全てを踏ま まとまった結果を、政令、省令、 会での議論等も踏まえてこなして 界・労働組合との協議、 していくことになります。 方自治体や関係団体に通知 通知等で、明らかにしていきます。 地方自治体との協議、それらを国 療・福祉の関係者との協議、 した。専門有識者による会議、医 度の実施に向けて頑張ってくれま いかなければなりません。そこで 私の後任や後輩たちが新しい制 過不足なく実施主体である地 関係省庁 経済

てきます。実施を通じて分かって通知しきれない様々なケースが出ない様々なケースが出いが、

等とのやりとり、介護現場からの 意見・要望等を踏まえて、更なる 意見・要望等を踏まえて、更なる 記とになります。後任者、後輩た た、地方自治体の人たち、関係事 を横を通じて制度はより良くなっ でいきます。いろいろな工夫・改 をでかきます。いろいろな工夫・改 をでかきます。いろいろな工夫・改 でかます。関係者相互の意見交換が り度を育てていくのです。

行政改善推進会議

私は、行政を推進する側にいて、日本社会が抱えている問題に対処し、国民の生活が良くなるようにと思って、実施にあたる地方自治と思って、実施にあたる地方自治との意見・提案も聞きながら、担合の意見・提案も聞きながら、担合の意見・提案も聞きながら、担合の意見・提案も聞きながら、担めの意見・提案も聞きながら、担めの意見・提案も問題に対して、

信じています。

ことがある、④行政側の事務手続 明に間違いはないものの、利用者 不公平が生じてはなりません。 象とする以上、たとえ少なくとも きました。行政が全ての国民を対 が、それなりにあることに気がつ 配慮が行き届いていないケース に不便がしわよせられているな にはその説明が非常に分かりにく ものが落ちている、②行政側の説 の趣旨からすれば対象にして良い レアケースではあるけれども制度 ました。意見の中には、①非常に 貴重なものであることを再認識し ける側からの意見・提言がとても 員になって、行政のサービスを受 あるいは小さくとも、国民の間に きの適正を重視するあまり利用者 めに思わぬ不利益や不便が生ずる ただ、行政改善推進会議の構成 行政側の行政の受け手側への ③制度間の調整が不十分なた

とても有意義なものです。

国民の皆さんには何か疑問を感じたら遠慮なく行政相談委員や行政の窓口に相談していただき、各政の窓口に相談していただき、各体的に対応していただきないと思極的に対応していただきないと思います。必要があれば我々の行政と思います。必要があれば我々の行政と思います。必要があれば我々の行政と思います。必要があれば我々の行政という。

るご尽力をお願いいたします。平公正な行政が行われるよう更なますとともに、すべての国民に公関係の皆さんのご努力に感謝し



映されるこの行政相談の仕組みは

そういう意味で、国民の声が反